

深谷市青少年問題協議会条例

(設置)

**第1条** 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、深谷市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任期)

**第2条** 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第3条** 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

**第4条** 協議会に専門事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

(勤務)

**第5条** 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(庶務)

**第6条** 協議会の庶務は、市長が定める機関において処理する。

(委任)

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成18年1月1日から施行する。